

○特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令

(第 108 条の 3 の 5 第 1 項)

処分基準

令和 5 年 7 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 108 条の 3 の 5 第 1 項
処分の概要	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 108 条の 3 の 5 第 1 項(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令)
処分基準	<p>道路交通法第 108 条の 3 の 5 第 1 項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為(以下単に「危険行為」という。)をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去 3 年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3 月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が 2 回に満たないとき 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が 16 歳未満であるとき
問い合わせ先	交通部交通企画課事故抑止対策係